

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度第2回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成29年12月25日(月) 午後1時～午後2時
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議(基本方針の確認) 議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人(與田委員途中退席) 桑城秀樹(会長)、與田康子(職務代理者)、高塚順子、土井信幸、奈良茂子、 深田幸夫、山田径男
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

### 【経過及び結果】

#### 1 追加資料の説明

高松市特別職及び一般職の給与等の動向について、事務局から説明を行った。

#### 2 市長・副市長の給料の額、議員報酬の額並びに政務活動費の額について審議を行い、次のとおり意見が集約された。

##### (1) 市長・副市長の給料の額

据置き

##### (2) 議員報酬の額

据置き

##### (3) 政務活動費の額

据置き

### 【主な質疑応答】

委員) 前回の審議会における他の委員の意見等も踏まえ検討した結果、市長・副市長の給料の額及び議員報酬、政務活動費の額について、いずれも引上げ、引下げの理由が見当たらないため、今回は据置きでよいと考える。

委員) 病院事業の厳しい経営状況を改善するため、病院事業管理者の給与が10%減額になるが、このことと、市長との給与のバランスはどうとっていくのか。

事務局) 病院事業管理者の給与の減額であるが、病院事業は現在、厳しい経営状況に陥っており、

様々な経費削減の取組を進める中で、職員の人件費にも切り込まざるを得ない状況である。平成29年は、病院事業管理者の給料の調整額について減額するという判断を行っていたが、平成30年、31年の2か年は、一般職の職員給与についても削減せざるを得ない状況であり、概ね1%から5%を削減すると聞いている。このような中で、病院事業管理者自身は、更なる減額措置として、給料と給料調整額について10%を削減するもので、これは病院事業としての経営判断によるものである。

委員) 病院の経営者は病院事業管理者であり、市長部門とは切り離されるべきものとは思いますが、市全体としても考えるべきではないか。

事務局) 病院事業は、地方公営企業法を全部適用し、独立採算の原則に基づき、財務面のことに限らず、人事面など、全てにおいて病院事業管理者の権限により執行できる体制である。そういった中で、経営判断として病院部門の人件費を減額することとなった。

委員) 病院部門のみの給与削減について、特段市民からの声はないのか。審議会として、市長、副市長の給料、議員の報酬にも反映させなくてよいのかという考えもある。

事務局) 12月市議会定例会では、議員から市長の給与減額に関する質疑もあったが、市長答弁では、減額は考えていないとのことであった。市長の給料は当審議会で議論すべき案件なので、審議会の意見として、一定の方向性が出るのであれば、それをもとに考えていくべきものではある。

委員) 市全体の財政状況を考慮し、本審議会の答申として、病院事業管理者と同様に、市長などの給料を削減するという事は、審議会の権限内であるのか。

事務局) 市長、副市長の給料、議員報酬に関する答申を出すことは、当審議会の権限である。

委員) 独立採算性をとる病院事業の経営状況の悪化に伴う病院事業管理者の給与の削減と市長等の給料を同様に考えるのは難しい部分もある。

委員) 病院事業は、ここ数年で経営状況が悪化した訳ではない。徐々に悪化してきたものであり、このことから考えると、市全体の責任という考え方もできる。病院事業は独立採算とはいえ、今回、一般会計から多額の借入れを行うことになった。市長は、これまでの経営悪化を見過ごしたわけではないと思うが、市民からすれば、徐々に市民病院の魅力がなくなったため、経営悪化につながったという思いはある。病院部門の人件費について、これ以上削減をすれば、職員がやる気を失い、悪循環に陥る可能性がある。世論や風潮による悪循環がすすむと、事態が更に悪化することも考えられ、一層の注意が必要である。

委員) 前回の審議会でも述べたように、市長、副市長の給料、議員報酬については、引上げの理由も引下げの理由も見当たらないため、据置きでよいと思う。議員報酬については、過去の答申で、審議会が自主減額に言及したところ、議会側から反論が示されたことがあった。最近では、答申に対する議会からの意見などは出されていないのか。

事務局) 近年、当審議会の答申では額の据置きが続いており、議会側から意見が出されたことはない。仮に議員報酬の引下げの答申が出れば、それを、議会としてどう捉えるかについて、意見が出されることも想定される。

委員) 例えば、議員定数を削減する条例を議会が提案し、一方で、議員報酬の引上げを求める意見が出てくることなども想定されるので、当審議会で一方的に議員報酬の引上げ、引下げの答申を出すよりは、あらかじめ議会の意見も聞いた上で、決定していく方がよいのではないかとの思いもある。

事務局) 他都市においても、本市と同様、議会からの意見を付して諮問を行っているところはないと思われる。

委員) 議会側から、議員報酬を引き上げてほしいという要望はないのか。

事務局) 事務局で把握している限りではない。

委員) あらかじめ、議会の意見を聴取している市町村は少ないという認識でよいか。

事務局) いわゆる白紙諮問以外の方法で、諮問を行っている自治体は聞いたことがない。

委員) 本審議会から議員報酬の自主減額や政務活動費の引下げを答申した際、議会からの反論には、引下げに反対する辛辣な意見もあったため、どうしても議会から報酬や政務活動費に関する要望があるのではと考えてしまう。

委員) 市長、副市長の給料、議員報酬に関しては、据え置きでよいと考えている。医療従事者の業務内容が、より煩雑化する中、病院部門の職員の人件費の減額には懐疑的な部分もある。

委員) 市長、副市長の給料、議員報酬に関して、据え置きでよいと考えている。病院事業については独立採算であるとしても、高松市の一般会計からの借入れがあるので、今後、これが常態化するようであれば、最終的には市長の責任も生じてくるのではないかと。そうならないように、早く手を打っておく必要がある。病院事業管理者が自ら身を切り、給与を削減することの重みは、市長も認識しておく必要がある。ただ、現時点では、市長などの給料の削減は求めなくてもよいと考える。議員報酬についても妥当な金額であると考えているが、議員の活動内容が市民に見えにくい部分はある。議員の活動の内容及び市民への周知について、もっと議員は努力すべきである。

委員) 前回の審議会でも意見があったが、議員報酬の額を活動実績によって変更すべきではないか。実際に議員の活動内容に対する評価を基準化するのは難しいが、議員活動の見える化を図るのが大切である。

事務局) 政務活動費の使途基準に広報費がある。この費用を活用して自らの活動を情報発信している議員もいる。

委員) 議員の報酬の額については、特に問題はない。議員には、4年に一度選挙の機会があり、その機会に世代交代をする議員もいるとは思いますが、次世代の議員候補が活動しやすい環境づくりも大切である。これまでに議員に推された人もいるかもしれないが、この報酬額では、労力に見合わない、立候補を見送る人もいるかもしれないので、一定のレベルの報酬は必要である。議員活動に対する評価は、必ず選挙の結果に現れる。議会広報には議員の質問内容などが掲載されており、そこで議員活動を確認している市民もいる。議員活動が熱心な人は、月額10万円の政務活動費では足りず、自己資金で補てんしている人もいるかもしれない。報酬が低額であるため、議員になって後悔したということはなくさなくてはならない。

事務局) 話が少し横道にそれるが、公職選挙法の改正により、次回の市議選からは、選挙時のビラを各候補者が作成することができるようになった。選挙時のビラに議員活動を掲載する中で、有権者は選挙に臨むことができるようになり、議員活動の見える化の促進につながる。

委員) 政務活動費について、現在のところは、据え置きが妥当と考えている。

委員) 政務活動費については、市ホームページ上で収支報告書等を公開しており、使途の適正化も図られていると思う。政務活動費の額については、据置きが妥当と考えている。

委員) 市ホームページで収支報告書や添付書類の全てを公開することになり、透明性は格段に向上し

ていると思う。以前に比べると執行額が減少しているが、それをもって、政務活動費の減額を行うのは、時期尚早である。

委員) 政務活動費の使途については、現在の制度で透明化が図られ、また、新聞報道等により議員の意識も高まっていることなどから、議員による不正な使用はできない環境になっていると思う。不正な使用をすれば、議員生命が絶たれるという認識もあると思う。現在の月額10万円で議員活動を十分にしてくれたらよいと思う。

委員) 政務活動費については、議員の活動状況によって、差をつけるべきである。全く活動が見えない議員もあり、また、政務活動費を使用せず、熱心に活動をしている議員もいる。執行状況は議員によって差があるので、今後、一定の減額措置も検討すべきではないかと考える。

委員) 政務活動費の執行額が低いから、議員活動をしていないという訳ではない。政務活動費がどのように市政に反映されたかの判断は難しい。燃料費等は判例により提示されているものもあるが、書籍購入などは、適正性を判断するのは難しいのではないかと。

事務局) 政務活動費で、購入できる資料は、調査研究その他の活動に関するもの、政務活動等と関連の薄い書籍などについては支出できないとの規定はあるが、その分類は難しいのが実情である。そのあたりは、議員自身が説明責任を果たすことにより、適否が判断されるという見方もある。

委員) 政務活動費の透明性が図られたことで、議員に対して、使途の適正化を促すことになったのは間違いない。

委員) 政務活動費の透明性が図られたことで、市民も情報に触れやすくなり、市政への関心が増す効果もあるのではないかと。

委員) 結論を集約すると、政務活動費の額についても、現在の月額10万円を据え置くことでいいのではないかと考える。

上記内容の議論を行い、市長、副市長の給料の額、議員報酬の額及び政務活動費の額について、いずれも据え置くことに異論はなく、閉会した。